

🔑 ご利用にあたってのお願い

このかぎ預かり事業が緊急時に役立つよう、下記の項目を心がけて頂きますようお願いいたします。

【心がけて頂きたい事項】

3日以上、旅行などで家を空けられるときは、民生委員・児童委員等に、留守にすることを伝えていただくようお願いします。

家を空けられることがわかっていれば、緊急時と勘違いして安否確認に入るといった間違いをしないでください。

親族、ケアマネジャーに本事業を利用していることを伝えてください。

🔑 ご解約の手続き

以下のいずれかの事由が生じた場合、本事業契約は終了するものとします。

- 1 利用者が解約の意思表示をしたとき
- 2 利用者が転居したとき
- 3 利用者が施設入所、同居したとき等ひとり暮らしでなくなったとき
- 4 その他当協議会が本事業を継続することが困難であると判断したとき
- 5 利用者が死亡したとき

《鍵の返却について》

本事業契約が終了したとき、当協議会は、原則として速やかに申込者（利用者本人又は親族代表）に鍵を返却します。

ただし、利用者本人、親族、家主又は本人が指定した者いずれかに鍵を返却すれば、当協議会は免責されるものとします。

なお、本事業契約が終了した事実が判明した日から1年が経過しても、利用者本人、親族及び家主が受領されない場合、当協議会で鍵を処分するものとし、この処分に関し、当協議会は免責されるものとします。

🔑 鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する「緊急時の目安」

利用者において、普段にはなかった以下のような状況（下記①～⑩）が続いていて、外部より呼び鈴や玄関の扉を叩くなどして呼びかけても応答がなく、利用者が居宅内において何らかの事情（ケガや病気など）で、外部との連絡が取れない状況にあると考えられ、なおかつ、緊急時連絡先などに連絡しても利用者の現状確認がとれない場合を、緊急時の目安とします。

- ① 新聞や郵便物がポストにたまっている
- ② 洗濯物が何日も干しっぱなしになっている
- ③ 部屋の灯りが昼夜問わず点けっぱなしになっている
- ④ 部屋の灯りが夜になっても点かない
- ⑤ 夜通しテレビの音が聞こえているが居住者の声や姿を見かけない
- ⑥ 通常聞こえる生活音（テレビや洗濯機、エアコン等の音）が聞こえない
- ⑦ 助けを呼ぶような声を聞いた
- ⑧ 福祉サービス利用時（ヘルパー、配食等）に、いつになく応答がない
- ⑨ 遠方に住む親族から緊急の安否確認の要請があったとき
- ⑩ 異臭がする

万一に備えて…

預けて安心!

緊急時 安否確認 (かぎ預かり) 事業

ご利用の案内



（この場合は、鍵をお預かりしている施設まで、ご自身で取りにきて頂きます）

万一、鍵を
紛失された時も
安心です。

この事業に関するお問い合わせは

寝屋川市社会福祉協議会 ☎ 072-838-0400

まで、お気軽にどうぞ

🔑 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業とは…

「おとなりの様子がおかしい。10日ほど前から姿をみかけないし、洗濯物も干しっぱなしになっている…。大丈夫かしら…。鍵がかかっているの、中までのぞけないし…。」

このように、近隣の人たちが心配しても、鍵がかかっている勝手に他人の家の中に入り、元気にされているかどうか確認することが出来ません。その結果、発見が遅れ、孤立死という不幸な事故につながる場合も出てきます。

緊急時安否確認事業（以下「かぎ預かり事業」という。）は、このような不幸な事故を未然に防ぐことを目的として、事前に家の鍵をお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、鍵を使って家屋内に入り安否を確認するという仕組みです。

この取り組みは、社会福祉協議会・校区福祉委員会と市内協力施設（別添協力施設一覧表参照）が協働して実施しています。

「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」（イメージ図）

ひとり暮らし高齢者



申し込み

社会福祉協議会



かぎ預かり

協定

安否確認



施設職員や民生委員などが
安否確認



協力施設
(24時間対応)

🔑 事業の利用は「任意」です。ご自身の意思でお申し込みください

この仕組みは、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としています。この仕組みへの申し込みは強制ではありません。ご自身で判断して利用するか否かを決めて頂くものです。

🔑 ご利用に際しては、「同意」頂く必要があります

かぎ預かり事業で鍵を使って家屋内に入るとき、その場で本人の「同意」を得ることは不可能です。

そこで、お申し込みの際に、以下の件に関して予め必ず同意して頂くことが必要となりますのでご了承ください。

【同意事項】

- 1 誰がこのかぎ預かり事業をご利用されているかを知っておく必要のある下記の機関等に、利用者名簿をお知らせすることに同意頂きます。
 - ① 社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会
 - ② 申込者の居住地地域を担当する施設（別添協力施設一覧表参照）
 - ③ 申込者の居住地が該当する校区福祉委員会
 - ④ 寝屋川警察署
 - ⑤ 申込者が利用されているケアマネジャー（ご利用されている場合のみ）
- 2 鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する「緊急時の目安」（4頁）に同意頂きます。
- 3 かぎ預かり事業では思わぬ事態も想定されます。場合によっては、お申し込み者の不利益になる下記のようなことも想定されますが、これらに関して、かぎ預かり事業の実施に関わる一切の機関・個人は、いかなる責任も負わないことに同意頂きます。
 - ① 家屋内に入った時点で、すでに利用者が死亡されていた。
 - ② 緊急時安否確認の際に、利用者宅の器物を誤って、もしくは対応上やむなく破損した。
 - ③ 緊急時と判断し家屋内に入ったが、緊急時ではなかった。

🔑 お申し込みの手続き・手順

かぎ預かり事業の仕組み・内容の説明を受けて、十分に納得されたから、申込書に必要な事項をご記入のうえ、下記の手順で手続きをすすめてください。

【手続きの流れ】

- 1 申込書の「親族代表欄」への署名に関して、親族がおられない方は記入頂く必要はありません。その他、この欄への記入についてご質問がありましたら、お気軽に寝屋川市社会福祉協議会までご相談ください。
- 2 申込書の「緊急時の連絡先」は必ずご記入してください。この欄にお名前のある方には、緊急時に、本人に代わって各種の判断をしていただく場合があります。
- 3 申込書と鍵は、社会福祉協議会職員又は協力施設職員が受け取ります。職員証を提示しますのでご確認ください。もし、職員証の提示がない場合は、提示を求めてください。（職員証を提示しない者には、申込書や鍵は渡さないでください。）
- 4 申込書と鍵を受け取りましたら、「利用申込書兼鍵預証」をお渡します。また、鍵は申し込まれたご本人の前で、封入袋に入れて糊付けし封印します。この状態で保管しますので、封をやぶらない限り、鍵を使用できない状態であることを確認してください。